名称　新湊大橋橋梁標（C二標）
位置
所在地　富山県伏木富山港内港新湊区（新湊大橋南側面中央）
北緯　三六―四六―三三
東経　一三七―〇六―五六
変更した事項　記事　富山県富山新港管理局管理
変更年月日　平成二十四年九月十四日

名称　新湊大橋橋梁標（L二標）
位置
所在地　富山県伏木富山港内港新湊区（新湊大橋橋梁標（C二標）の東方約一四〇メートル）
北緯　三六―四六―三二
東経　一三七―〇七―〇一
変更した事項　記事　富山県富山新港管理局管理
変更年月日　平成二十四年九月十四日

名称　新湊大橋橋梁標（R二標）
位置
所在地　富山県伏木富山港内港新湊区（新湊大橋橋梁標（C二標）の西方約一四〇メートル）
北緯　三六―四六―三四
東経　一三七―〇六―五〇
変更した事項　記事　富山県富山新港管理局管理
変更年月日　平成二十四年九月十四日

名称　仙台南仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（花淵灯台の南西方約四・六キロメートル）
北緯　三八―一五―五七
東経　一四一―〇二―五一
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年九月二十五日

○海上保安庁告示第二百五十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　王子製紙呉港広導灯（前灯）
位置
所在地　広島県呉港広区（王子製紙岸壁南西端）
北緯　三四―一三―二九
東経　一三二―三六―五六
変更した事項　名称　王子マテリア呉港広導灯（前灯）
位置
所在地　広島県呉港広区（王子マテリア岸壁南西端）
北緯　三四―一三―二九
東経　一三二―三六―五六
記事　王子マテリア株式会社呉工場管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　王子製紙呉港広導灯（後灯）
位置
所在地　広島県呉港広区（前灯の北北東方約一三〇メートル）
北緯　三四―一三―三二
東経　一三二―三六―五八
変更した事項　名称　王子マテリア呉港広導灯（後灯）
記事　王子マテリア株式会社呉工場管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

○海上保安庁告示第二百五十一号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　徳山下松港徳山第二号灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港徳山第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）
北緯　三四―〇〇―二七
東経　一三一―四五―五四
変更した事項　位置　山口県徳山下松港徳山第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）
北緯　三四―〇〇―二七
東経　一三一―四五―五三
変更年月日　平成二十四年十月二日

名称　徳山下松港徳山第三号灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約三・〇キロメートル）
北緯　三四―〇一―二三
東経　一三一―四六―二三
変更した事項　位置　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約三・〇キロメートル）
北緯　三四―〇一―二三
東経　一三一―四六―二二
変更年月日　平成二十四年十月二日

○海上保安庁告示第二百五十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　小佐木島灯台
位置
所在地　広島県三原市（小佐木島）
北緯　三四―二一―五二
東経　一三三―〇五―五八
変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・五メートル　平均水面上から灯火まで二五メートル
変更年月日　平成二十四年十月三日

○海上保安庁告示第二百五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　三角港エマチノ瀬灯浮標
位置
所在地　熊本県三角港（寺島灯台の北西方約六二〇メートル）
北緯　三二―三五―五四
東経　一三〇―二八―〇九
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年十月四日

○海上保安庁告示第二百五十四号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　響新港洋上風況観測塔灯
位置
所在地　関門港響新港区（響新港西一号防波堤東灯台の西北西方約八三〇メートル）
北緯　三三―五七―二七
東経　一三〇―四五―三六
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度　実効光度三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル
点灯年月日　平成二十四年十月九日
記事　一本灯は、洋上風況観測塔の東西端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。
二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構管理

○海上保安庁告示第二百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　播磨室津港南防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県たつの市（室津港南防波堤外端）
北緯　三四―四六―〇四
東経　一三四―三〇―〇三
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年十月九日